

確定申告（所得税・復興特別所得税など）と市県民税の申告は 3月15日（金）まで

商売や事業を営んでいる人、給与以外の収入がある給与所得者などにとって、1年の総決算ともいえる申告の時期となりました。所得と税額を正しく計算し、申告と納税は期限内に済ませてください。

なお、期限間近になると確定申告会場は大変混雑しますので、申告をする人は早めにお越しください。また、申告書はできるだけ自分で作成するようお願いいたします。

所得税・復興特別所得税

申告と納税の期間は、**2月18日（月）～3月15日（金）**です。

【所得税の申告が必要な人】

- ①平成30年中の各種所得金額の合計額から所得控除を差し引き、その金額を基に計算した税額が、配当控除を超える次のような人
- ▼商売をしている人（商工業、農漁業、自由業など事業から生じる収入のある人）
- ▼土地・建物などを売った人
- ▼土地・建物などの賃貸料や権利金などの収入がある人

- ②給与所得者で次のような人
- ▼給与の収入金額が2千万円を超える人
- ▼給与以外の所得が20万円を超える人

【確定申告の際に必要なもの】

- ▼所得金額の計算に必要な収支内訳書または収支の内訳が分かる書類など
 - ▼申告書用紙が送られている人は、その申告書用紙および納付書用紙
 - ▼「確定申告のお知らせ」はがきが送付されている人は、そのはがき
 - ▼給与、公的年金収入がある人は、源泉徴収票
 - ▼生命保険料、地震（旧長期損害）保険料の支払証明書
 - ▼国民健康保険料、国民年金などの社会保険料の支払額が分かる書類
 - ▼医療費控除の明細書・寄附金などの領収書
 - ▼筆記用具、計算用具など
 - ▼印鑑、預貯金口座番号（申告者名義のものに限る）が分かるもの
- また、申告書の提出の際には、マイナンバーの記載に加えて、下記の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。
- なお、扶養者・専従者などのマイナンバーについても申告書への記載が必要です。

消費税

【個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税】

申告と納税の期間は、**4月1日（月）**までです。

贈与税

【贈与税の申告と納税】

平成30年中に個人からもらった財産の価値が、110万円を超える場合には贈与税の申告が必要です。

申告と納税の期間は、**2月1日（月）～3月15日（金）**です。

納税は期限内に！

納期限
所得税・贈与税
3月15日（金）
消費税
4月1日（月）

所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）については、指定の預貯金口座から自動振替により納税することができます。

口座振替納付日
所得税
4月22日（月）
消費税
4月24日（水）

「預貯金口座振替依頼書」を税務署または取引先の金融機関に、申告期限までに提出するだけで利用できます。

本人確認書類について

- ・マイナンバーカードを持っている人

マイナンバーの確認	身元（実在）の確認
	

- ・マイナンバーカードを持っていない人

マイナンバーの確認	身元（実在）の確認
通知カード または 住民票（番号つき） など	運転免許証 または パスポート など

マイナンバーカードは公的な本人確認証明書として使用できるよ！



【確定申告会場のご案内】

受付時間	日程	場所
9時～16時	2月18日(月) ～3月15日(金) (土・日は除く)	イオンモール新居浜 2階イオンホール

なお、新居浜税務署には確定申告会場を設けていません。また、会場開設初日および申告期限間近になると、大変混雑することが予想されます。混雑状況により早めにお受け付けを終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

市県民税

【市県民税の申告が必要な人】

平成31年1月1日現在、新居浜市内に住所がある人は、市県民税の申告が必要です。ただし、次に該当する人は、市県民税の申告が不要です。

- ▼前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている人
 - ▼所得税の確定申告をした人（市県民税の申告書を提出したものとみなされます）
 - ▼前年中収入がなかった人（所得証明が必要な人を除く）
- なお、年金収入400万円以下で、かつ年金以外の他の所得金額が20万円以下の場合、還付申告以外の確定申告が不要となりますが、市県民税の申告が必要な場合があります。

【市県民税申告の際に必要なもの】

所得税の申告に必要なものと同様です（P8参照）。年金収入のある人は、「公的年金等の源泉徴収票」を必ずお持ちください。

※税務署から案内のはがきを送付されている人は、所得税の申告会場で申告してください。

【市県民税申告相談会場のご案内】

受付時間 9時30分～16時
(大島・別子山地区を除く)

日程	場所
2月15日(金)	角野公民館
2月18日(月)	大島交流センター (9時30分～15時30分)
2月19日(火)	船木公民館
2月20日(水)	大生院公民館
2月21日(木)	中秋公民館
2月22日(金)	泉川公民館
2月25日(月)	別子山支所 (10時～15時30分)
2月26日(火)	高津公民館
2月27日(水)	垣生公民館 多喜浜公民館
2月28日(木)	浮島公民館 神郷公民館
3月4日(月) ～3月15日(金)	市役所2階21会議室 (土・日は除く)

いつでもどこでも
スマホで申告！



←確定申告書等作成コーナーへはこちらからアクセス！

国税庁HPの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。さらに、『確定申告書等作成コーナー』が便利になりました。

スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマホ専用画面を利用できます！

ID・パスワード方式で申告完結

- ▶ ID・パスワード方式を利用して e-Tax で送信すれば申告完了！
- ▶ e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要！
- ▶ 申告書の控えは PDF 形式でスマホに保存！

※ ID・パスワードは、平成30年1月以降に税務署などで職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。

※タブレット端末からも利用できます。

申告書の作成の詳細は

国税庁

で検索

【所得税・消費税・贈与税に関する問い合わせ】

新居浜税務署 ☎ 33-4145

【市・県民税に関する問い合わせ】

市民税課 ☎ 65-1224
☎ 65-1255

～ 四国税理士会新居浜支部の無料相談会 ～

所得税・贈与税・相続税などに関する無料税務相談会を開催します。お気軽にお越しください。

日時 2月22日(金) 10:00～16:00 場所 市役所2階21会議室
問い合わせ先 税務支援担当税理士 浮穴 和子 ☎ 31-0810